

# 伝統的社會における家産官僚制とその分権化傾向

——インド・ムガル帝国の場合——

春 日 雅 司

## 序

本稿の目的は、すでに検討したイスラーム諸国家の支配構造<sup>1)</sup>の中で、とりわけ重要な一翼を担うムガル帝国について考察を加えることにある。ひとくちにムガル帝国といつても、その300年余りにわたる時代と地域で言語・文化・社会構造などにかなりの相違が見られる。そのことは、とりもなおさず歴史家によるこの帝国に関する概括的研究が極めて少なく、大部分が個別的研究であることからもうかがえる<sup>2)</sup>。そこで本稿でも一応この点に留意しつつ論を進めるが、使用できる資料がごく限られたものであり、したがって論述に不備な点が多くある。しかし、現在のわが国における社会学的一般的傾向に鑑みて、個人の行なうこのような理論的研究の性格上止むを得ない点がいくつかあることを御了承願いたい。

ムガル帝国の支配構造を考えていくにあたって、その大きな枠組として皇帝=官僚層=領主層=農民と描き、それらの関係について述べていくことが、本来なら問題解決の糸口となる筈である。しかし、資料の関係などで十分な情報を得られない点もあり、次の二つの側面、すなわち、(1)なるほどムガル帝国はムスリム(イスラーム教徒)征服国家であるため、イスラーム

の強い影響下にあったが、しかし、宗教的には寛容であり、一部の官職をヒンドゥー教徒にも与えることによってマンサブ制という軍事官僚体制を敷き、高度の中央集権化を計っていた。だがしかし、(2)このような官吏に対する給料の支払い手段としてとられたジャギール制 *jāgīr* なるものが、帝国直轄地の7~9割を占めていたこと、及び各地に在来ヒンドゥーのザミンダール *zamīndār* と呼ばれた土着領主が存在し<sup>3)</sup>、帝国の農業政策上の支柱として重要な役割を演じていたことは、とりもなおさず権力分割のチャンスを孕むものである、という二つの相反する権力構造に焦点をしほりつつ、この帝国の支配構造を考えていくこととする。この支配構造は、ウェーバーのいうファリエンデ封建制 *Pfründenfeudalismus* の形態をとるものであるが、ウェーバーの提示した理論的問題については最後に若干ふれてみたい<sup>4)</sup>。

## I. ヒンドゥー教とイスラーム<sup>1)</sup>

[I-1] インドへのムスリムの侵入は、はるか8世紀にさかのぼるが、本格的な征服事業はガズニ朝及びゴール朝が最初である<sup>2)</sup>。しかし、これらの王朝は短命で次にデリー・サルタナット五王朝がつづくが、このデリー・サルタナット五王朝がインドにおけるムス

1) 拙稿、「支配構造より見たイスラム社会」『関西学院大学社会学部紀要』第36号、1978。

2) 概説したものとしては、W. H. Moreland, *The Agrarian System of Moslem India*, Oriental Reprint Corporation, 1968 (reprint of 1929) があげられるが、これを補うものとして I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India*, Asia Publishing House, 1963 (この書評としては、深沢宏、「イルファン・ハビーブ著『ムガル帝国の農業制度』」「一橋論叢」51-5, 1964 を参照) や N. Siddiqi, *Land Revenue Administration under the Mughals*, 1700-1750, Asia Publishing House, 1970 があり、いずれも本稿での基本文献として利用した。

3) 実は歴史的に見ても分るように、ザミンダールは必ずしもヒンドゥーだけではなく、ムスリムのザミンダールも存在していた(M. A. Ali, *The Mughal Nobility under Aurangzeb*, Asia Publishing House, 1968, pp. 205, 211, 216, 219)。

4) ウェーバーの支配理論については、主として Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5, Aufl., 3 Bde, J. B. Mohr, 1976 に見られる論述をもとにしている。しかし、この大著のもつ独自な内容構成やそれと関連した「支配理論」の扱い方については、ここではふれない。

1) ヒンドゥー教とイスラームの関係については、荒松雄,『ヒンドゥー教とイスラーム教』岩波新書, 1977 が興味深い。

2) インドに関する通史的研究は、枚挙にいとまがない。その中でここでは近藤治,『インドの歴史』講談社新書, 1977., 田中於菟彌他編,『変貌のインド亜大陸』講談社, 1978., J. ネルー,『インドの発見』上・下(辻直四郎訳)岩波書店, 1953-56., 山本達郎編,『インド史』山川出版社, 1960., The Cambridge History of India, 5 vols. 1922-, W. H.

リム王朝の本格的基礎を築いたと見ることができる<sup>3)</sup>。その後16世紀にトルコ系モンゴルのムガル帝国が北インドを支配すると同時に、海上を通じてはイギリス東インド会社の設立によってベンガル地方がイギリスの支配下に入っていく。このような中で発展していく宗教と政治権力は、ヒンドゥー教からイスラーム・キリスト教支配へと変化し、インド史には世界の三大宗教が併存し、加えて仏教やゾロアスター教及び在来宗教が混り、まさに「宗教のるつぼ」<sup>4)</sup>という観を呈することになる。しかし、ここではこれら諸宗教の全てを扱うのではなく、ヒンドゥー教とイスラームについて別の論述との関連から必要と思われる点に関して、ごく常識的なことを述べるにとどめたい。

〔I-2〕ヒンドゥー教の第一の特徴は、それが典型的な多神教であるということ、換言すると一神教に包含される複合的多神教であるということである<sup>5)</sup>。したがって、他のどんな宗教に対してもその正当性を認

めることによって同化しようとする点、イスラームやユダヤ教の唯一神信仰とは全く異なるし、またしばしば決定的に対立する性格をもち、そのことはウェーバーが『古代ユダヤ教』の冒頭で見事に述べている通りである<sup>6)</sup>。このヒンドゥー教はヴァルナ・カーストに基き、その下にインド・カースト制の中枢的位置を占める多くの下位カースト集団（ジャーティー）を置き、さらに合同家族・核家族を成す地域的まとまりをもつ特定の血縁集団がその下にある<sup>7)</sup>。こうして形成される階層構造は縦型構造をとり、神の定めた宇宙のありようとして宗教的見地より是認されているのであるが、この縦型構造は、イスラームあるいはユダヤの同胞意識や連帯感といったものとは相反する性格をもつ。しかも、ヒンドゥー教は、その倫理として家の保持を目指し、そこから形成される家は合同家族により構成される家父長制家族であるという特徴をもつ<sup>8)</sup>。以上の他に、さらにヒンドゥー教は、形而上学的には高度のレ

Moreland and A. T. Chatterjee, *A Short History of India*, Longmans, Green and Co., 1947., V. S. Smith, *The Oxford History of India*, Oxford U. P., 1920., R. Thapar & P. Spear, *A History of India*, 2 vols, Penguin Books, 1966 や、また、現地体験をもとに vivid な視角から現代インドを考えたものとして、石田保昭、『インドで暮らす』岩波新書、1963., A. ジーグフリード、『インド紀行』岩波新書、1955., V. S. ナイポール、『インド—傷ついた文明』岩波現代選書、1978., 堀田善衛、『インドで考えたこと』岩波新書、1957., 吉岡昭彦、『インドとイギリス』岩波新書、1975 やユニクな概説として、辛島昇編、『インド入門』東大出版、1977などをあげておく。

- 3) ムスリム征服期の宗教と政治権力を扱ったものとしては、荒松雄、「ムスリム支配成立期における政治権力と宗教」「インド史における土地制度と権力構造」(松井透・山崎利男編) 東大出版、1969., 同、「インドにおけるムスリム支配の成立」「岩波講座世界歴史」13、1971., 同、「ムスリム支配下における宗教と政治権力」同上、同、「トルコ人の支配とインド社会」「変貌のインド亜大陸」(田中他編)講談社、1978 があるが、さらに、同、「インド史におけるイスラーム聖廟」東大出版、1977 はダルガー（聖廟）を手がかりに（とりわけスufi との関連から）この問題を考える大著である。
- 4) 黒柳恒男・土井久弥、『インドの諸宗教』佼成出版社、1973. 本稿ではヒンドゥーとムスリムという形での両者の関係を、この論文全体のいわばライト・モチーフとして考えているが、宗教とともに人種集団の多様性もムガル帝国の特徴の一つと言えるかもしれない (M. A. Ali, *op. cit.*, pp. 16, 35.)。
- 5) ヒンドゥー教については、概説的なものとして、A. L. Basham, 「ヒンドゥー教」(奈良康明訳)『TBS ブリタニカ百科辞典』、1975 を、他には数ある中でも、奈良康明、「ヒンドゥー教」「講座東洋思想』1 (宇野精一他編) 東大出版、1967., 同、「ヒンドゥー教とは何か」「インド入門」(辛島編)東大出版、1977 をあげるにとどめる。また、ヒンドゥー教はイスラームの侵入によって大きな影響を受けるわけであるが、その点は、高崎直道、「ヒンドゥー思想の変革」「岩波講座世界歴史」13、1971 を参照。
- 6) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. III, *Das antike Judentum*, 5. Aufl., J. C. B. Mohr, 1971., とりわけ第一章第一節～第三節。ここにはユダヤ民族とインド社会の対比の他に、ついに完成することのなかった「イスラーム（教）」へのプレリュードとも思われる叙述があり、読む者をひきつけずにはおかない。
- 7) これも数ある文献のうちから、カースト制度については、J. H. Hutton, *Caste in India: Its Nature, Function, and Origins*, 3 rd. ed. Oxford U.P., 1961 をあげておく。また、ここで問題に直接役立つとは言いにくいが、L. Dumont, *Homo Hierarchicus: An Essay on the Caste System*, (tr. by Mark Sainsbury) U. of Chicago Press, 1970 は社会学的に非常に有益であった。この他、さらになんといっても、Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. II, *Hinduismus und Buddhismus*, 5. Aufl., J. C. B. Mohr, 1972 の第一章が参照されるべきである。ただ、もちろんヒンドゥー教とカーストを直接結びつけることはできない。むしろ、ヒンドゥー教そのものが本来もっている原住民（これを「村落」と言いかえることが許されるならば）の文化様式との関連において考えられねばならないのであるが、この点小谷汪之氏のインド民衆の宗教観についての興味ある論文「18世紀インドにおける村落祭祀とカースト」「歴史学研究」378, 1971 を参照。
- 8) インド村落については、近年数多くの実証的研究がなされている。福武直編、『インド農村の社会構造』アジア経済研究所、1964., S. C. Dube, *Indian Village*, Routledge & Kegan Paul, 1955., do, *India's Changing Villages; Human*

ペルの思想をもちながらも、世俗的な面は弱く、ポリティカル・コミュニティー形成に思想的基盤を提供することができにくかったのに反し、イスラームは、世俗的な面について、個人としても社会としても独特なものを提供し、ポリティカル・コミュニティー形成に大きな役割を果たした、という点を指摘しておく。

[I-3] 歴史的に見る限り、ムガル帝国の時代まではイスラームのヒンドゥー支配という点を強調することはできない。それはムガル帝国になってはじめて確立されていくのである。といつても、支配者としてのイスラームは、ムガル帝国の時代にあっても西アジアにおける非ムスリム支配と同様、ヒンドゥー教徒に改宗を強制することではなく、宗教的寛容政策<sup>9)</sup>をとりつつ租税を徴収するという方法をとった。なるほど、一部のヒンドゥーがイスラームに改宗したり、農民にとっては支配者がヒンドゥーであろうとムスリムであろうと厳しい税を取り立てられる立場にかわりはなかつたが、しかし、イスラームとヒンドゥーが共存しえたのは、イスラームの側からの譲歩があったからであると考えられる。しかも、すでに西方イスラーム世界でアル・ガザーリーやイブン・アラビーを頂点として体系的完成を見せていたスーアフイズム(神秘主義)<sup>10)</sup>が、ある場合にはすでに存在するヒンドゥー教のバクティ思想と結合しスィク教として、とりわけ農民や下級カーストなどの民衆レベルで確立するのがここインドの地においてであること<sup>11)</sup>、またペルシア語とヒンドゥー語が融合してウルドゥー語ができ上がることとな

どを考える時、インドにおけるイスラームの変貌、とりわけイスラームが在来のインド文化に溶けこみ変化していったその有様が一層鮮明になる。

## II. ムガル帝国の行政機構

### ——マンサブ制とジャーギール制——

[II-1] 1556年、わずか14才で即位したアクバル<sup>12)</sup>は、権謀術数のはりめぐらされたムガル宮廷にあってその政治家としての才能をいかんなく發揮し、幾多の戦いに勝利をおさめ、前後300年余にわたるムガル帝国の基礎を着々と築いていった。その中心となるものが軍事官僚制度の確立である<sup>13)</sup>。そのためにアクバルは、①軍馬烙印の規則、②帝国領土を王室直轄地に改める、③皇帝の任命する官吏にマンサブ(位階)を与えること、という三つの行政改革を打ち出し実施した<sup>14)</sup>。征服国家として当然要求される軍隊を維持するために、官吏に対し彼個人の身分をザート zāt(人)位階によって、また彼が所有すべき騎兵の数をサワール sawār位階で表わし、それによってマンサブ位を決め、マンサブ位にもとづいて給与を支払うというしくみになっていた。したがって、軍隊制度とマンサブ制とは互いに不可欠の関係にあったわけである。その際、①の軍馬烙印の規則を設けて官吏の兵馬維持費にごまかしがきかないようになるとともに、給与支払いのための財源を確保するため②の帝国領土を王室直轄地に改める布令を出し<sup>15)</sup>、從来から存在するジャーギール保有者の領主化を防ぎ、一部の領主層を國家官吏へ改編するとい

---

*Factors in Community Development*, Routledge & Kegan Paul, 1958., M. Marriot (ed.), *Village India*; *Studies in the Little Community*, *American Anthropologist*, 57-3, part 2, 1955 などの他にも B. H. Baden-Powell, *The Indian Village Community*, Cosmo Publications, 1972 (reprint of 1896), D. G. Mandelbaum, *Society in India*, 2 vols, Popular Prakashan, 1972 といったものもあげられる。それらはいずれも合同家族のことについても触れている。

9) この点アブル=ファズルの「スルヘ=クル」原理の意味内容をもとに、アクバルの(宗教的)寛容政策をより広い視点から論じた、小名康之、「アブル=ファズルの「スルヘ=クル」」『東洋学報』58-1/2, 1976 参照。

10) インドでのスーアフイズムについては十分なものを参考できなかったが、荒松雄、『インド史におけるイスラム聖廟』、黒柳・土井、前掲書が詳しい。ヒンドゥーの神秘主義との関連では R. C. Zaehner, *Hindu and Muslim Mysticism*, Schocken Books, 1972 があり、A. Ahmad, *An Intellectual History of Islam in India*, Edinburgh U. P., 1969 では、イスラーム諸派と共にスーアフイーを扱っている。

11) 両者の混合については、黒柳・土井、前掲書、第3, 4, 5章や、深沢宏、「マラータとシク」『岩波講座世界歴史』13, 1971, 380頁以下を参照。本来エリート運動として出発した(これは他のどの宗教の神秘主義にも共通している点であるが)スーアフイズムが、マス化していく点については、例えば、中村廣治郎、『イスラム』東大出版、1977, 223-31頁に要領よくまとめられている。

1) アクバルの人となりについては、石田保昭、『アクバル大帝』清水書院、1972 参照。

2) Moreland, *Agrarian System*, p. XIV. 本稿では断片的にしかふれないがアクバルのとった帝国の宗教的統合政策とその政策から見た皇帝の宗教的権威づけの問題については、小名康之、前掲論文や、同、「アクバルの「マフザル」について」『史学雑誌』84-8, 1975 を、またインド・ムスリム全般については、M. Mujeeb, *The Indian Muslims*, George Allen & Unwin, 1969 を参照。

3) 石田保昭、『ムガル帝国』吉川引文館、1967, 75-91頁。

4) 1575年に行なわれたこの作業は事実上失敗している。この教訓がその後のムガル帝国の行政政策上に大きな影響を及ぼした。Habib, *Agrarian System*, pp. 271-72., U. N. Day, *The Mughal Government*, A. D. 1556-1707, Munshiram Manoharlal, 1970, p. 185. を参照。

う作業が行なわれた。ただし、アクバルの時代、全ての既存領主が宫廷官吏に組み込まれたわけではない。宗派構成は、いわゆる宫廷貴族と称せられる人々のうち7割がインド外で生まれたムスリムで占められ、残りをヒンドゥーとインド生まれのムスリムとが占めていた<sup>5)</sup>。この点は、征服国家としてのムガル帝国のもつ性格の一端を示すものといえ、在来社会と真正面から対立するのではなく、イスラームの霸権を誇示しつつヒンドゥー社会に溶けこもうとする姿勢が伺える。しかも、重要なことは、ジャーギールが国家から新たに認められて土地からの一定収入を下賜され、農民の生産物を専有するが故に土地に対して何らの既得権益ももっていないということであり、このことは後述する領主達の専有様式とは根本的に異なるのである。

[II-2]全マンサブ位は、一般には10位から10,000位まで区分され、また7,000位以上は皇族のためのものであった<sup>6)</sup>。帝国の変質に伴って皇族のランクが上がり、例えばアウラングゼーブ帝時代には最高40,000位があったり、貴族で9,000位を得ている者もいたが<sup>7)</sup>、これらは例外的で数もごくわずかであり、一般的のマンサブ保有者が増加していく以外、だいたい上の原則が守られていた。ザートによって官吏個人の身分が規定され、サワールが保有すべき騎兵の数を定めていたため、ザート位はサワール位よりも重視されることになり、したがってサワール位のないザート位はあっても、ザート位よりもサワール位が高くなることはなかつた<sup>8)</sup>。さらに、このザート位とサワール位の関係が三つに分けられ、第一位は両者が同じもの、二位はサワール位がザート位の半分以上、三位はサワール位がザート位の半分以下となっており、このようにして同じザート位でもサワール数によって三ランクに区別されていた<sup>9)</sup>。また、ムガル軍の重要な戦力となっていた軍人の他に馬・象・らくだ・ろば・荷馬車なども維持を

義務づけられ、これはザート位と軍人の出身地あるいは動物の出産地との関係で別に維持費が支払われていた<sup>10)</sup>。

ムガル政府がこのように非常に詳しい官吏の給与リストを作成した背景には、それまでのインドにおけるムスリム支配の経験にもとづいて、ヒンドゥー社会そのもののもつローカル色の濃い土着要素の上に立つ強力な軍事官僚制度の必要性というものがあった<sup>11)</sup>。しかし、それまでの王朝に見られた君主個人のカリスマに全面的に依存した統治から、容観性を備えたハイアラーキー構造をもった国家体制へ転換することによって、支配者の恣意的要素を排除することに努め、永続性の強い帝国づくりのあとをたどることができる。

[II-3] 帝国全土は12（後に15）の州 *sūbah* からなり（さらにシャージャハーン治下では18、アーラングゼーブ治下では20になる<sup>12)</sup>）、この州はいくつかの県 *sarkar* に分けられ<sup>13)</sup>、その下に郡 *pargana* があつた<sup>14)</sup>。官僚についてみると、州には総督・財務長官・給与長官が皇帝任命官吏としており、県では都市長官・軍事長官・徵税官が同じく皇帝から任命されていた。さらに、郡では、一方で郡行政官・郡徵税官・査定官が政府官僚としており、他方で郡主・郡書記・村長・村書記などが世襲の役職として存在していた<sup>15)</sup>。また、ムガル帝国では当初より軍関係の行政官と税務関係の行政官の業務は分離されており、両者は独立していた<sup>16)</sup>。このようにして、ともかくも高度に中央集権的な官僚国家ができあがるのであるが、しかし、現実はむろん国家首脳の思惑通りに進行したわけではない。誤算の原因には、後述する領主層の存在の他に、国家官吏に対する給与支払い方法があった。

ムガル帝国の官吏は、ザートとサワールによって決められたマンサブ位に応じて給与を支払われていた

5) P. Spear, *A History of India*, vol. 2, p. 35.

6) A. Aziz, *The Mansabdārī System and the Mughal Army*, Idarah-i Adabiyāt-i Delli, 1972 (reprint of 1945), p. 144.

7) *Ibid.*, pp. 126-27, 131.

8) *Ibid.*, pp. 3-4.

9) *Ibid.*, pp. 47-48.

10) このリストについては、*ibid.*, pp. 50-57. を、また、石田、『ムガル帝国』、78-82頁を参照。

11) したがって、ここで考えねばならないのが官吏の構成であるが、この点については最後にふれる。

12) Day, *op. cit.*, pp. 67-68.

13) *Ibid.*, p. 69. これにサルカール数リストがのっている。

14) *Ibid.*, p. 70. この下には郷、町、村といったものがあった。

15) 地方官僚については、Day, *ibid.*, pp. 67ff., J. Sarkar, *Mughal Administration*, Orient Longman, 1972(reprint of 1921), pp. 37ff. に詳しいが、ここでは、深沢宏、『インド社会経済史研究』東洋経済新報社、1972, 95-96頁の要約にしたがった（ただし、そこで使用されている郷主と郷書記という表記は、郡主、郡書記とした）。

16) Day, *ibid.*, p. 70.

が、その支払い方法には、①中央あるいは州の國庫から直接現金で支給する方法と、②ジャーギール *jāgīr* と呼ばれ、帝国直轄領のうち給与額に見合う一定地域の税収を与える方法とがあった<sup>17)</sup>。なるほど、ムガル帝国は多くの人々が認めるように、帝国の広大な地域にわたって貨幣經濟が侵透し<sup>18)</sup>、農民の地租支払いも現金でなされていたことは事実である<sup>19)</sup>。しかし、それにもかかわらずマンサブ保有者は①の現金支払い方法ではなく、ジャーギール下賜を選んだのである。その理由として、例えば、現金支払いの場合一定額以上は入ってこないとか、支払い手続き上の遅延があったことなどがあげられる。したがって、すでにアクバルの時代、帝国直轄地の7～9割がジャーギール地であったという事実から<sup>20)</sup>、ジャーギール保有が現金支払い方法に比べてこの上もなく高い利益をあげる源泉であったということが明らかになると同時に、ムガル帝国での貨幣經濟の侵透が必ずしも行政の中央集権化と結びついていなかったことを推測させる<sup>21)</sup>。

ジャーギール制とは、原則として一定地域の土地からの収入を下賜することによって給与支払いに代える方法であり、そこで、一般にもまた当然のことながら官位の昇進あるいは削減に伴っても<sup>22)</sup>、3～4年を限度として領地替えを行なうことによって、中央政府は、下賜者と領地民とりわけ世襲の官職保有者との癒着を防ぎ、保有地で官吏が土着化できないようにするとともに、なによりも帝国への臣従を具体化する手段とし

ていた<sup>23)</sup>。そしてジャーギール保有者の権利は、領地内で決められた額の地租の査定と徵収だけに限定され<sup>24)</sup>、この点は各種の地方行政組織によって厳重に監視されていた<sup>25)</sup>。しかも、ジャーギール制そのものは、この帝国の農業構造に大きな影響を及ぼしたにせよ、個々のジャーギール保有者は農業制度を変える役割を演じたわけではないため<sup>26)</sup>、彼らは国家に対して不安定な地位にあり、したがって官位をめぐって官吏間での競争が生じたし、さらに領地替えの制度はさまざまの悪い結果をもたらした。例えば、収穫期に領地替えが命ぜられた場合、ある官吏は従来の任地でもまた新しい任地でも収入を得ることができないというケースも生じることがあり、そのためジャーギール保有者間でトラブルが起こった<sup>27)</sup>。このような点も含めて、ムガル帝国では、(1)ジャーギール地下賜に対する統制、(2)頻繁な領地替えによって生ずる行政上の空隙を埋める<sup>28)</sup>、という二つの目的のために在地の世襲役職を利用せざるを得なかったが、その帰結については後述する。

[II-4] 前近代社会の大帝国が殆んど例外なくそうであったように、ムガル帝国においても行政上の中央集権は、非常に限定されたものとならざるをえなかつた。帝国内部での行政組織は、幼くして即位したアクバルを助けた *Wakil* 職(イスラーム諸国での大宰相にあたる)が当初重要な位置を占めていたが<sup>29)</sup>、後にアクバルはこれを有名無実なものとし、後代の皇帝も

17) Siddiqi, *Land Revenue Administration*, p. 108.

18) Moreland, *op. cit.*, pp. 11, 114, 136-37.

19) Habib, *op. cit.*, pp. 236-39.

20) *Ibid.*, pp.272-73. なお、ジャーギール地の他に学者、隠者、苦行者、名門出身の自活不能者、功労者あるいは学校、寺院などに対して下賜されたソユールガール *Soyūrghāl* と呼ばれる免税地及び地租収入があったが、これらは帝国収入全体の2～5%を占めていたにすぎない。Habib, *ibid.*, pp. 313-14. や、恵谷俊之、「モゴール朝期のソユールガール制についての覚書」『西南アジア研究』9, 1962 及び免税地 *madad-i ma'āsh* については、Siddiqi, *op. cit.*, pp.123-34. 参照。

21) この点については最後に簡単にふれるが、本来、伝統的社會における高度の中央集権化にとって、貨幣經濟の進展度は一つのパロメータとなるものである。しかし、貨幣經濟が高度に発達しているにもかかわらず、ムガル帝国を特徴づける地租分与制度 (Moreland, *op. cit.*, pp. 92ff., Habib, *op. cit.*, pp. 257ff., 深沢, 『インド社会經濟史研究』, 97頁) は、領主層の存在とともにこの帝国の分権化の一因になったと思われる。というのも、そこでは横ではなく、貨幣の縦の流れが問題だからである。

22) Ali, *Mughal Nobility*, pp. 78-79.

23) Day, *op. cit.*, p. 191.

24) この他に若干の雜稅もあった。Day, *ibid.*, p. 190.

25) Habib, *op. cit.*, p. 273., Siddiqi, *op. cit.*, pp. 113-14. 問題となるのは司法権であるが、各パルガナには帝国任命の *Qāzī* がおり、形式上ジャーギール保有者の司法権はなかった。Ali, *op. cit.*, pp. 87-88., 深沢, 前掲書, 106頁。

26) Day, *op. cit.*, p. 190., Ali, *op. cit.*, pp. 84-85.

27) Habib, *op. cit.*, pp. 267-68.

28) *Ibid.*, pp. 273-74.

29) Day, *op. cit.*, pp. 32-33.

これに倣ったため、ムガル帝国では Wakil の擡頭ということは見られない<sup>30)</sup>。なるほど、財政部門を司る Dīwān Wazir<sup>31)</sup>、軍事行政を担当する Mīr Bakhsī<sup>32)</sup>、教育・慈善事業・司法部門の監督ということをイスラームの立場から行なう Sadr<sup>33)</sup>、そして帝室業務全般を扱う Mīr Sāmān<sup>34)</sup>といった役職が帝国行政の中核を成し、この形がほぼ継承されることになるが、しかし、中央での高度な官僚制度と地方行政との間には、根本的に異なる一線が画されねばならなかつたのであり<sup>35)</sup>、そのことが前近代社会に一般に見られる交通・通信技術の未発達な点と並んでムガル帝国の中央集権化を妨げた大きな原因となっていた。さらに、行政の中央集権化を限定したものとして考えねばならない重要な点は、財政管理がどの程度中央によってなされたかという問題である。今述べたように、この帝国では、財務行政と軍事行政の分離は截然としており、その限りでは国家官吏による両権力の専有ということはおこりえなかつた。しかも、農民からの税徵収は、原則として現金によってなされていたため<sup>36)</sup>、税の輸送に多少の危険はあつたにせよ、さほどの困難があつたわけでもない。ところが、統一的財政管理のための障害は別のところから生じてきたのである。すなわち、行政上の不正を防ぐために設けた官吏同志の相互牽制制度が、逆に行政上の手続きに厳密さを欠くことになり、その上官吏による中間利得を可能とさせてしまったの

である。

官吏の任免は、郡の一部世襲役職を除いて皇帝によってなされていた。この帝国には科挙のような厳密な官吏補充制度もなく、ジャーギール保有官吏で 3 ~ 4 年を限度として転任させられ、それ以外の官吏に対しても種々の特別の官吏を派遣して<sup>37)</sup>不正がないかどうかを調査させたり、さらに Sawānehnigār という「諜報員」<sup>38)</sup>を各地に派遣して、不穏な空気を探知するなどの家産制的手段でもって、帝国の各地に対してその分権化防止策をとつた。そこで、官吏に対する中央政府の立場は、明らかにブリュンデ関係からくる優越的なものであり、一定の在任期間後の配置転換を可能にしていた。しかし、このことはジャーギール保有者の土着化防止にはなりえても、保有者が土地の事情に精通できないという欠点をもつており、この頻繁な配置転換によって生じる欠落部分を埋める官吏として郡書記 Qānūngō<sup>39)</sup>や郡主 Chaudhuri<sup>40)</sup>という村役人の役職が、地方行政（とりわけ郡レベルでの）を考える上で非常に重要な意味をもつてくる<sup>41)</sup>。というのも、彼らはジャーギール下賜者からは全く独立しており、郡書記は地租査定のための各種情報を継続的に保管し、また郡主はこれと違つて税徵収が主な仕事であった。いずれも原則として終身身分であり、かなりの程度世襲された<sup>42)</sup>。したがつて、皇帝任命官吏とは根本的に性格が異なるのである<sup>43)</sup>。郡書記が転任されること

30) *Ibid.*, p. 38.

31) *Ibid.*, pp. 42~47, また、イスラーム諸国で一般に Dīwān (役所) と言われている用語の、その使い方の変化については Moreland, *op. cit.*, pp. XIV~XV. 参照。

32) Day, *ibid.*, pp. 47~48.

33) Day, *ibid.*, pp. 48~51, 最も詳細には、I. Hasan, *The Central Structure of the Mughal Empire*, Munshiram Manoharlal, 1970 (reprint of 1936), pp. 254ff. を参照。

34) Hasan, *ibid.*, pp. 234ff.

35) むろん、中央と地方の利害の対立ということであるが、その背景に宗教的対立（ヒンドゥーそのもののもつ複雑さとヒンドゥーとイスラームとの間のそれ）が存在していたと考えられるが、この点については後でふれる。

36) Habib, *op. cit.*, pp. 236~39., W. H. Moreland, 'The Revenue System of the Mughal Empire', *Cambridge History of India*, IV, p. 454.

37) 深沢、前掲書、105 頁。

38) Siddiqi, *op. cit.*, p. 88., Sarkar, *op. cit.*, pp. 47~50.

39) Habib, *op. cit.*, pp. 288~91., Siddiqi, *ibid.*, pp. 88~89.

40) Habib, *ibid.*, pp. 291~96., Siddiqi, *ibid.*, pp. 90~91.

41) むろん郡書記や郡主となるんで村長や村書記がおり、村落行政にあたつていた。例えば、村長の例は、高畠稔、「18世紀後期におけるベンガル地方の農民 (Raīyat) 層について」『史学雑誌』68~10, 1959, 25~31 頁を、また、ヒンドゥー時代との関連では、Moreland, *Agrarian System*, p. 19. を参照。

42) Habib, *op. cit.*, p. 288. ベンガル・ビハールのカーネーンゴーについては、高畠、「カーネーンゴー小論」『北大文学部紀要』22~2, 1974 参照。

43) なお、ラージャスターのコータ王国では、これら在地役人の上に王国任命の官吏としてハウルギール hawālgīr 以下の官吏群が存在した。両者の関係については、佐藤正哲、「17~18世紀ムガル帝国の地方支配について」『アジア研究』23~2, 1976 を参照。また、チヨードリー・カーネーンゴーと村長・村書記に対して各々別々の指揮系統があつたことも、ただちに一般化できないにせよ興味深い。同、32 頁。

もあったが<sup>44)</sup>、郡主の方はそれがなかった。というのも、後述するように郡主は領主と同じであったからである<sup>45)</sup>。こうして、ジャーギール保有者がいかに短期間で転任されようと、彼らは地方状況を適確に把握して新たなジャーギール下賜者に各種情報をいつでも提供できたわけである。これを国家の側から考えると、村長と村書記と並んでチョードリーやカーヌーンゴーといった郡レベルの役人は、一方で地域の支配者としては国家と利害を共にするが、しかし、他方で在地の名望家としてあるいは土地所有者としては国家と対立する立場にあった。したがって、帝国行政を円滑に進めるためには、彼らを支配機構に組み込み、しかも彼らを確実に掌握する必要があったわけで、そのためには、例えば彼らが従来からもっている土地を免税にしたり、課税を軽減したり、さらに免税地や村の徵稅権を授与するといった方法がとられた<sup>46)</sup>。そうして他面で、軍事長官 *faujdār* や徵稅官といった上級官庁の厳しい統制下に置いていた<sup>47)</sup>。だがしかし、郡主と郡書記は決定的に有利な地位にあった。すなわち、いずれも各

郡の情報に通じていたということが、ある時はジャーギール保有者やその代理人をだまし、また、ある時は徵稅官や軍事長官と共に謀して法外な利益を得る<sup>48)</sup>ことができる立場にあったからである<sup>49)</sup>。ところが、一方でこのような行政装置にもかかわらず、他方でジャーギール保有者にも逃げ道がいくらでもあった。それは、結局は行政の手ぬるさという、どこにでも見られる一点に帰着するのである。このような配置替えに対抗して、ジャーギール保有者が効果的に土地から利益を引き出すためには、自分は都市に住み代理人を送って稅徵収にあたらせたり<sup>50)</sup>、またイスラーム諸国など多くの地域で見られたように徵稅請負 *ijāra*<sup>51)</sup>にまで発展していくことになり、これらが農民抑圧の最大の原因となって、結果的には、貨幣經濟の発展が前近代的要素を打破することなく<sup>52)</sup>、逆にこの大帝国の「ステロ化」に大きく貢献することになったと思われる<sup>53)</sup>。

### III. 農業制度と領主層及び農民

- 44) Habib, *op. cit.*, p. 288. その理由ははっきりしないが、郡書記にムスリムもいたことと関連があるのかもしれない。高島、「カーヌーンゴー小論」、58 頁。
- 45) Habib, *ibid.*, p. 291., Ali, *op. cit.*, p. 87. もっとも後述のように郡書記の全てが転任されたのでなく、それを免れた者は領主的存在にある者であったと思われる。
- 46) 佐藤、前掲書、30—31 頁、Siddiqi, *op. cit.*, p. 89, 91.
- 47) コータ王国では、この役目をハワールギールが果たしていたが、一般には軍事長官や *diwān* の官吏が派遣されていた。Habib, *op. cit.*, pp. 294—95.
- 48) 郡主も郡書記も定額俸給であった。Habib, *ibid.*, pp. 291, 294., Siddiqi, *op. cit.*, p. 89.
- 49) 郡レベルでの地方行政全般については、佐藤、前掲書を参照。
- 50) Habib, *op. cit.*, p. 283., 深沢、前掲書、104—05 頁。
- 51) Habib, *ibid.*, pp. 233—35, 284—85., Siddiqi, *op. cit.*, pp. 91ff., 139. これらは、佐藤、「18世紀前半ムガル帝国における領国支配と徵稅請負制について」『アジア研究』24—1, 1977, 29—30 頁に要約されている。同論文では、コータ王国の例が詳細に検討されている。そこで言われているように、なるほど帝国直轄地が一定期間請負いに出されることがあり (B. R. Grover, 'Nature of Land-Rights in Mughal India', *Indian Economic and Social History Review*, I—1, 1963, p. 9.), これはジャーギール地が請負いに出されるのと異なってそれほど問題はなかったにせよ、しかし、現実にイスラーム諸国などにも見られたように、この制度の悪弊はやはりかなりのものであったと考えねばならない。佐藤、「17—18世紀ラージャスター地方におけるムガル帝国の支配」『アジア研究』22—3, 1975, 51—56 頁。また、西部インド・コンカン地方におけるコート職の請負いについては、深沢、「西部インドにおける村役人・領主・地主の一類型」『経済学研究』20, 1977 を参照。
- 52) 本稿では直接考察の対象としていないが、ムガル帝国の崩壊の原因の一つに 17 世紀末以降のジャーギール制の混乱がある。それについては、深沢、『インド社会経済史研究』、108—14 頁、Habib, *ibid.*, pp. 269—71., Siddiqi, *ibid.*, pp. 114—22., M. Alam, 'The Zamindars and Mughal Power in the Deccan, 1685—1712', *IESHR*, XI—1, 1974などを、それに対する 18 世紀初めの財政処理については、Z. Malik, 'Financial Problems of the Mughal Government during Farrukh Siyar's Reign', *IESHR*, IV—3, 1967 を、さらに資本主義との関連で論じたものとしては、Habib, 'Potentialities of Capitalistic Development in the Economy of Mughal India', *The Journal of Economic History*, XXIX—I, 1969 を参照。
- 53) この帝国の混乱については、佐藤、「ムガル帝国の支配」、51 頁以下や、小谷、「封建制の発展と植民地支配」「インド入門」(辛島編)、同、「ムガル帝国の解体とマラータの興隆」「変貌のインド亜大陸」(田中他編)、深沢、「マラータとシク」、S. Chandra, *Parties and Politics at the Mughal Court, 1707—1740*, Peoples Publishing House, 1972., R. Hallissey, *The Rajput Rebellion against Aurangzeb; A Study of the Mughal Empire in Seventeenth-Century India*, U. of Missouri Press, 1977 を参照。

(III-1) ムガル期インドの農業制度は<sup>1)</sup>、その起源をイスラームにもつているにせよ、実質的には、本来インドに存在する制度に若干手を加えることによって踏襲している<sup>2)</sup>。そして、それは支配者とそれを支える軍隊によって決定され、軍隊と並んで農民が帝国の「両腕」となっていた<sup>3)</sup>。しかも、中国やイスラーム諸国と同様、農民はその生産物の大部分を自らのものとすることなく、地租として国家へ納めさせられた<sup>4)</sup>のみならず、領主達にさまざまの名目で税をとられ<sup>5)</sup>、さらに労務をも提供していた<sup>6)</sup>。

(III-2) 基本となる土地測定単位はビーガー *bighā* であり、これは約 5 分の 3 エーカーにあたる<sup>7)</sup>。これにもとづいて課税基準が決定されたわけであるが、課税は、初期には土地ではなく耕作に対して<sup>8)</sup>、また村落単位ではなく農民個人に対してなされた<sup>9)</sup>。しかし、この形式は、生成期の国家形成に大きな役割を演じたにせよ、一貫して継続されたわけではなく、恐らく 17 世

紀の半ば位からくずれることになる。というのも、長い歴史をもつ村落の紐帶は固く、さらに徐々に飢饉や伝染病の発生あるいは徵税人による苛斂誅求などによって村落民の死亡・逃亡<sup>10)</sup>が相次ぎ、その結果國庫収入を安定させるために、村落民の連帶責任という形式をとり入れざるをえなくなったからである<sup>11)</sup>。

税額査定は、だいたい次の三つの方法によって行なわれた<sup>12)</sup>。(1)分益地租<sup>13)</sup>。これは、インドでは古くから存在しており農民に最も良く知られたもので、収穫時に官吏が収穫物の一定割合を直接とり立てる方法である。したがって、この方法だと農民にとって天候等の自然災害による収穫の減少分を官吏と共に負担できるとか、また、行政当局にとっても現物を見て村落の生産能力をチェックできたり、徵収した作物を市場で価格の高い時に売れるといった利点があった<sup>14)</sup>。だが、なによりもこの方法だと一時に莫大な数の官吏が必要だという欠点があった<sup>15)</sup>。そこで、査定人が村落の土質の

1) わが国で概説したものとしては、深沢、「中世インド農村社会の構造」『一橋論叢』67-4, 1972., 松井透、「ムガル支配期の土地制度と権力構造」『インド史における土地制度と権力構造』(松井・山崎編), 同、「ムガル支配期の農村社会と支配体制」『岩波講座世界歴史』13などがある。特定地域を扱ったものとしては、深沢、「インド社会経済史研究」, Habib, 'Evidence for Sixteenth-Century Agrarian Conditions in the Guru Granth Sahib', IESHR, I-3, 1964., A. R. Kulkarni, 'Village Life in the Deccan in the 17th Century', IESHR, IV-1, 1967 などがある。

2) Moreland, *Agrarian System*, pp. 12-19.

3) *Ibid.*, p. X I.

4) Habib, *Agrarian System*, p. 190. アクバル・シャージャハーン・アウラングゼーブ帝治下での各州地租額については、Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, Oriental Books Reprint Corporation, 1972 (reprint of 1923), p. 323. にリストがある。

5) Habib, *ibid.*, pp. 243-48. 一部は本文でもふれる。

6) *Ibid.*, p. 248. 及び、深沢, 「インド社会経済史研究」, 第六論文参照。

7) Habib, *ibid.*, pp. 352-62. なお、イギリスの公式発表との相違については、近藤治, 「17世紀後半の北インドにおける農民収奪的一面」『史林』52-5, 1969, 113 頁, 注⑦を参照。

8) Habib, 'Evidence for Sixteenth-Century', p. 68. また、この論文は Guru Granth Sahib での農業事情について考証している。

9) Habib, *Agrarian System*, p. 230., Siddiqi, *Land Revenue Administration*, p. 57. では査定単位そのものが村落であるとしているが、近藤, 「農民収奪的一面」, 97-98 頁によると、後になってから村単位あるいは郡単位で課税されたとのことである。なお、人頭税（ジズヤ）は、成人非イスラーム教徒に対して一率に課せられたが（ただし、免除された時期もあるようである）、徵税方法は都市居住者と農村居住者とでは異なっていた。これは、とりわけ農民にとって相当の負担であったようである（Habib, *ibid.*, p. 245.）。

10) 実際、アウラングゼーブ治下では、農民逃亡が農業制度上重大な問題となってくる。Habib, *ibid.*, pp. 317ff., Moreland, *Agrarian System*, pp. 144ff. また、逃亡農民と都市の拡大とは無縁ではないかもしれない。S. Chandra, 'Some Aspects of the Growth of a Money Economy in India during the Seventeenth Century', IESHR, III-4, 1966, pp. 322-23., Habib, *ibid.*, p. 329. しかし、なお資料が不十分である。

11) Habib, *ibid.*, p. 250. むろん飢饉に際しては免税がなされた (Habib *ibid.*, pp. 249-55.)。

12) 近藤, 「農民収奪的一面」, 93-97 頁. Moreland, *Agrarian System*, p. 8. do, 'The Revenue System', p. 454.

13) この用語は追手門学院大学文学部助教授・近藤治氏のものを拝借したが、氏の御教示により出来高地租でなく分益地租と名称を改めさせていただいた。また、近藤氏にはこの他にも多くの有益な助言をいただき、紙上を借りて厚く御礼申し上げる。

14) 例えば、アメリカの銀がヨーロッパやスペインにもたらされ、その影響でインドでも銀輸入が盛んになり、農産物価格に大きな変動がもたらされた。銀の問題については、A. Hasan, 'The Silver Currency Output of the Mughal Empire and Prices in India during the 16th and 17th Centuries', IESHR, VI-1, 1969 (なお同誌VII-1, 1970 の論争も参照) を、とくに農産特価格については、Habib, *Agrarian System*, pp. 81-89. を参照。

15) Habib, *ibid.*, pp. 197-98.

良否にもとづいて税額を決める方法や、農民が査定人あるいは郡主との契約で決める方法<sup>16)</sup>、また、一定村の農民のもつ鋤の数によって決める方法<sup>17)</sup>などがとられたが、いずれも査定人個人の恣意の領域が大きいという難があった。上の欠点をある程度克服し、すぐあとでのべる(2)の方法に近いものとして Kanküt というやり方があった。ロープあるいは歩数で計られた土地は、一定区画の作物生産高が見積り評価された上で土地全体の査定がなされる。そこで「農民とり分」が決定され、残りを国家がとるという方法である。このやり方だと今までのものよりずっと安くできる長所があるが、査定人の恣意の領域が大きいという点では、従来と全く変わりないものである<sup>18)</sup>。これに対してアクバル治下で導入された方法<sup>19)</sup>は、(2)ザブト制。という独自のものであった。まず、地税台帳に耕作者の氏名と播種作物を記入し、次にロープあるいは竹でもって耕地の幅と長さを調べ、その上で現金換算額での税額査定がなされる。この方法のねらいは、官吏の恣意の領域を減ずることにあるが、しかし、土質が一定でない所では利用しにくく、また方法自体かなり費用のかかるものであった<sup>20)</sup>。(3)定額地租。ザブト方式が定着するにつれて、この経験をもとにしてでき上がった。耕地面積と作物の種類に応じて年度初めに一定の地租を課すというやり方で、いったん課税されるとその土地が耕

作されようがされまいが納税せねばならなかった。

(2)と(3)は時代的推移が見られるのに対して(1)は(2)のもとでも(3)のもとでも併用された<sup>21)</sup>。恐らく、とりわけ商品作物に関しては、この方法が用いられたと推測される。さらに、(3)の方法は、國家が行なうものとは別の私人による徵稅請負い<sup>22)</sup>に容易に発展していったと思われるが、いずれにせよ(2)から(1)と(3)への形式の変化は、17世紀後半の農民圧迫を一段と強めていった<sup>23)</sup>。

このようにして査定された税率は、原則として収穫の3分の1から半分であった<sup>24)</sup>。これは天雨を利用する土地の場合であるが、この他に井戸からの灌漑地は3分の1、水路あるいは運河での灌漑地はこれより低い税率が課せられた<sup>25)</sup>。しかし、このことは理論的な原則であって、農民に対してはこの他にもさまざまな名目の雜稅<sup>26)</sup>や夫役負担が課せられ<sup>27)</sup>、生存限度すれすれまで国家官吏あるいは領主達に生産物を奪いとられていたのが現実である。

〔III-3〕ここでムガル期の農業制度を特徴づける点として、ジャーギール制と並んで軍事的にも經濟的にもこの帝国のもう一方の支柱となっていたさまざまの領主層<sup>28)</sup>の存在をあげることができる。これは、だいたい次の三つに分類される<sup>29)</sup>。

(1)Chieftains. 「王国」規模の首長で、すでにデリー・

16) Moreland, 'The Revenue System', p. 454., do, *Agrarian System*, p. 8., Habib, *ibid.*, p. 198.

17) Moreland, 'The Revenue System', p. 454., Habib, *ibid.*, p. 198.

18) Habib, *ibid.*, pp. 199-200.

19) Moreland, *Agrarian System*, pp. 88-90. 行政的及び經濟的效果をねらっている。

20) Habib, *Agrarian System*, pp. 212-14., Moreland, *ibid.*, pp. 234-37.

21) Chandra, 'Some Aspects', p. 326., Habib, *ibid.*, pp. 219ff.

22) 前節注 51) 参照。

23) 近藤、「農民收奪の一面」, 106-09 頁。

24) Moreland, *Agrarian System*, p.135. アクバル治下での査定額は原則として3分の1であった (Habib, *Agrarian System*, p. 196., Siddiqi, *op. cit.*, p. 41.) が、しかし、実際は地方によって時代によってさまざまであった (Habib, *ibid.*, pp. 192-95. )。

25) Habib, *ibid.*, pp. 195, 227. 一例として灌漑をめぐるザミーンダールと農民及び農民相互の関係については、高畠、「ザミーンダール・ライヤット関係の原型」『北大文学部紀要』18-1, 1970, 122 頁以下参照。

26) Habib, *ibid.*, pp. 243-47.

27) 農民が地租支払いのため借金をして返済にあてることが割合一般化していたようであるが、この帰結はやはり自らの疲弊以外の何ものでもなかった。しかも、それが国家の承認を受けて（イスラーム法では高利貸を禁じているにもかかわらず！）行なわれていた。Habib, 'Usury in Medieval India', *Comparative Study in Society and History*, VI-4, 1964, p. 413.

28) ムガル帝国以前のデリー・サルタナット時代初期には、ザミーンダールなる名称でなく khūt と muqaddam が使われていたが、それについては、Habib, 'Aspects of Agrarian Relations and Economy in a Reign of Utter Pradesh during the 16th Century', *IESHR*, IV-3, 1967, pp. 211-17. 及び、Moreland, *Agrarian System*, pp. 18, 177-79, 225-26.などを参照。

29) 以下は、N. Hasan, 'The Position of the Zamindars in the Mughal Empire', *IESHR*, I-4, 1964 によるが、これより具体的に展開したのが、深沢、「中世インド農村社会の構造」である。また Grover, 'Nature of DEHAT-TAALUQ (Zamindari Villages) and the Evolution of the TAALUQDARI System during the Mughal Age', *IESHR*, II-2-3, 1965 及びベンガルのザミーンダールの概説としては、松谷覧次郎、「ベンガルのザミーンダ-

サルタナット時代から代々存在しているヒンドゥーの王侯がこれにあたる<sup>30)</sup>。彼らは一定の貢租は納入しているものの、帝国からマンサブを与えられ<sup>31)</sup>、一定の騎兵や馬の維持を義務づけられ、その代り貢租以上の収入のあるジャーギール地を下賜されていた<sup>32)</sup>。ところが、その後これをワタン・ジャーギール（永代ジャーギール）として認められたことから、彼らはほぼ完全な莊園領主的存在になっていく。その代表例としては、ラージャスターのラージプート諸王国<sup>33)</sup>がある。この王国は、氏族制をとるヒンドゥーの大領主でありながら、メーワール王国などを除く諸国がムガル帝国政府と朝貢あるいは姻戚関係を結ぶことによって、この大帝国の支柱として貢献した。これに対して、帝国政府が彼らの領地をワタン・ジャーギール<sup>34)</sup>として認めたことにより、ラージプート諸王国は、この帝国にあって特異な位置を占めることになる<sup>35)</sup>。また、他に南イン

ド・ヴィジャヤナガル王国のナーヤカもあげができる<sup>36)</sup>。

(2) *Intermediary Zamindars*. これは郡レベルでの世襲的郡長あるいは郡書記である。すでに述べたように、本来、郡長や郡書記はジャーギール下賜官吏の「転任」制度を補う役目を負っていて、郡徵税官や査定官ならばに次に述べる(3)の領主達と協力して査定や徵税業務にあたり、その他におかつ村民の氏名・耕地面積・耕作物等々といった農業制度の基本的情報や資料を保管していた。このように、彼らはムガル政府の地方行政を助け、それに対して免税地<sup>37)</sup>や地租の一定割合を与えられていた上<sup>38)</sup>、この権利は相続されたが、ただその際は国家干渉を受けたようである。これは各地に見られるが、南インドではポリガールとして有名である<sup>39)</sup>。

(3) *Primary Zamindars*. これは一ヶ村から数十ヶ村

ルについて』『アジア経済』5-1-12, 1964 参照。

- 30) ムガル帝国以前の土地下賜については、辛島昇、「中世南インドにおける寺院への土地寄進について」『アジア・アフリカ言語文化研究』2, 1969., 同、「チヨーラ朝末期村落における領主的土地区画について」『インド史における村落共同体の研究』(辛島編) 東大出版, 1976., R. Coulborn, 'Feudalism, Brahminism and the Intrusion of Islam upon Indian History', *Com. Stu. in Soc. and His.*, X-3, 1968などを、またヒンドゥー王国時代については、山崎利男、「4-12世紀北インドの村落・土地の施与」『インド史における土地制度と権力構造』(松井, 山崎編), 同、「11-13世紀北インドの国家と社会」『岩波講座世界歴史』13, U. N. Ghoshal, *Contribution to the History of the Hindu Revenue System*, Saraswat Library, 1972., R. S. Sharma, *Indian Fendalism*; c300-1200, U. of Calcutta, 1965を、さらに、重松伸司、「18世紀南インドにおけるバラモンの土地権益」『東洋史研究』31-2, 1972なども参照。
- 31) Ali, *Mughal Nobility*, p. 13. によると 17世紀後半から 18世紀初期にかけて、マンサブ保有者の 14% がザミーンダールであった。
- 32) ただ、このように大規模なザミーンダールは、その所領經營そのものも重層構造化していたことが当然考えられる。ベンガルについては、高畠、「農民層について」, 同、「永代定額地租査定以前のザミーンダールについて」『東洋学報』42-2・3, 1959 を、またラージャスターのラージプート諸王国については次注参照。
- 33) 深沢、「デカン諸王国とラージプート体制」『岩波講座世界歴史』13。とりわけ、その例としてコータ王国の内部構造については、佐藤正哲氏の一連の研究(本文で直接引用する以外の文献については、紙幅の都合上割合する)で最近明らかになりつつある。また、ここでは十分利用できなかったが、古いものとしては、J. Tod, *Annals and Antiquities of Rajasthan on Central and Western Rajput States of India*, 2 vols. K. M. N. Publishers, 1971 (reprint of 1829) の大著がある(ちなみに、Weber, *WuG*, S. 627. の例はこれにもとづくものかもしれない)が、これは問題も多いようである。
- 34) Day, *Mughal Government*, p. 188., 佐藤、「ムガル帝国の支配」22-2., Ali, *op. cit.*, p. 79. 「ワタン」下賜者が、ジャーギール保有者やザミーンダール、また他の世襲役職保有者との程度まで一致しているかについては十分なことは分らない。例えば、デカン地方については、Kulkarni, 'Village Life', を参照。また、ワタンなる語については、小谷汪之、「17世紀デカン地方における在地社会の構造」『インド史における村落共同体の研究』(辛島編), 同、「インド中世における在地社会と国家」『千葉大学人文研究』6, 1977 や、深沢、「インド社会経済史研究」の第一・七・八・一二論文を参照。
- 35) この点については、小谷、「ムガル帝国の解体」、近藤、「農民収奪的一面」, Hallissey, *The Rajput Rebellion*, Tod, *Annals*,などを参照。
- 36) 辛島、「ヴィジャヤナガルの政治と社会」『岩波講座世界歴史』13 参照。
- 37) Siddiqi, *op. cit.*, pp. 33-34., 高畠、「永代定額地租査定以前」上, 49-50 頁。
- 38) ザミーンダールに下賜された権利と役得については Siddiqi, *ibid.*, p. 31. に詳しい。また、Habib, *Agrarian System*, pp. 173-74. を参照。
- 39) 上条安規子、「19世紀以前の Poligar に関する一考察」『史艸』3, 1962. また、ポリガールと共に大きな力をもっていた(もっとも宗教的にであるが)バラモンの土地権益については、重松、「バラモンの土地権益」を、村落構造については、同、「イギリス支配前の南インドにおける村落様態と農民権益」『インド史における村落共同体の研究』(辛島編)を参照。

あるいは場合によっては数百ヶ村をもつ「村領主」であり、彼らは砦に住み、私兵をもち<sup>40)</sup>、所領内では警察権を行使していた。一応ムガル政府によって地租を課せられていたが、免税地をもったり<sup>41)</sup>、地租の一定割合を与えていた他に彼ら自ら領地民にさまざまな名目で税を課し<sup>42)</sup>、その領地の領有村は売買されていた。

以上が領主の三類型である。言わゆるザミーンダールというものは、本来第三の類型であり、(1)や(2)も後にムガル政府によって軽蔑的にザミーンダールと総称されるようになった。結果的に(1)はむろん、(2)や(3)も広汎な莊園領主権を行使していたと見て差支えない。また、彼らは大部分がヒンドゥーであり、なるほどラージプート諸王国のようにムガル帝国に積極的に協力したところもあるが、しかし、彼らの反抗心は根強く、

例えばこのラージプート諸王国の中でもメーワール・マールワール・アンペール王国などは頑強に抵抗する。さらに、本来軍人はマンサブ制によってその職を専門とすることを保証されているが<sup>43)</sup>、中部デカンなどでは中央から離れていることもあるが、農民が軍人として登用されており<sup>44)</sup>、このことがムガル帝国後期の一連の反抗と大きな関連をもっていた<sup>45)</sup>。したがって、國家任命官吏と異なって、これら領主達は、場合によっては対国家あるいは対官吏という形で<sup>46)</sup>、時には武力行使に及んでまで納税を拒否したり、また時には農民を指導して反乱を起こすこともあった<sup>47)</sup>。

[III-4] この節の終りに村落と農民<sup>48)</sup>についてふれておく<sup>49)</sup>。村落には「農民村落」と「領主村落」の二類型があり<sup>50)</sup>、前者は村領主を欠き、世襲の村長及び村書

40) Habib, *Agrarian System*, p. 335., Ali, *op. cit.*, p. 85. 佐藤、「ラージプート軍事集団——その知行構造について」『一橋論双』70-2, 1973., 同、「ラージプート軍事集団——その私的集団組織について」『アジア経済』14-9, 1973., 同、「ラージプート軍事集団——国王の直属家臣団について」『一橋論双』72-1, 1974. また、高畠、「永代定額地租査定以前」上、39-40頁参照。最後の例は(1)クラスの領主の場合であって、これをどの程度まで一般化するかについては、なお慎重を期したい。また、本来ザミーンダールとは性質を異にするが、イギリス東インド会社がベンガル地方で、この(3)のケースのザミーンダールとして出発していった背景に強力な軍事力があったことも忘れてならない点である(小谷、「英領インドの成立」『変貌のインド亜大陸』(田中他編))。

41) Siddiqi, *op. cit.*, pp. 33-34. 高畠、「永代定額地租査定以前」上、49-50頁。

42) Habib, *Agrarian System*, p. 143. ベルガルの例は、高畠、「農民層について」、18-23頁参照。ただ、ザミーンダールが農民から一方的に「雜税」という形で収奪していたわけではないという指摘(高畠、「ザミーンダール・ライヤット関係」、119-20頁)は両者の関係を考える上で興味深い。

43) これは、一応職業的戦士階層の存在を考えているわけであるが、その限りでは西欧のレーエン封建制に見られる「騎士」道と類似している(Aziz, *Mansabdari System*, pp. 171-72.)。しかし、何故にそれと同じでなかったのか。いくつかの理由が考えられるが、なんといってもムガル帝国の成立プロセスそのもの、またそこでの家産官僚制構造に原因があると考えるのが適当と思われる。

44) 本来、農民を土地から追い出すことではなく、土地に住まわせてそこを耕作させ、税を支払わせるというのがムガル帝国の農業行政の基本的態度であった(Moreland, 'The Revenue System', pp. 452-53.). したがって、マンサブ制との関連から、中央に近いところでは農民が兵力として動員されることはなかった。しかし、デカン以外でもザミーンダールが保有する軍隊は、村落居住者とともに農民が動員されていたようである(Habib, *Agrarian System*, p. 166.). 次注参照。

45) デカン地方は、中央とは離れていたため早くから農民が軍事訓練を受けるチャンスにめぐまれ、このことが18世紀にムガル帝国を衰退させる原因となった農民反乱の地固めをした(例えば、Malik, 'Financial Problems', p. 265. では「後期ムガル帝国は、財政の決定的破綻という代価を払って勝利を得た」といってデカンでの征服戦を評している)。さらに、マーラータ王国は19世紀初めに滅亡したが、「セポイの反乱」(1857) や1875年の「デカン農民反乱」(これについては、深沢、「1875年のデカン農民反乱と農村」『インド史における村落共同体の研究』(辛島編)を参照)の原因となったことは見逃せない点である。

46) とはいっても、しかし、やはり継続的に国家収入が増大していることから(Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, p. 323.) 農民に対する圧迫が一段と強まっていったことに変わりはなかった。

47) Habib, *Agrarian System*, pp. 168, 332, 334-38. ザミーンダール間でも上下関係が見られ、強い者が弱い者を經濟的に蚕食するだけでなく、例えば対国家政策上、軍事的にも従属関係が見られ、上級ザミーンダールが下級ザミーンダールを指導してムガル帝国に反抗することもあった(Alam, 'Zamindars and Mughal Power', p. 90.).

48) Habib, *ibid.*, pp. 111-35. Siddiqi, *op. cit.*, pp. 8-19. また、農民層の構造の研究例としては、高畠、「永代定額地租査定以前」がある。

49) 深沢、「中世インド農村社会の構造」にもとづく。

50) *ra'iyati village*と*zamindāri village*。英領時代の村落については Baden-Powell が *raiyatwāri village* と *joint village* とに分類したことがある。B. H. Baden-Powell, *The Indian Village Community*, 第一章第二節。また、Habib, *Agrarian System*, pp. 111-35, 141., Siddiqi, *op. cit.*, pp. 8-19. を参照。なおデカン地方や南インドは、農民村落が大

記が徵稅業務にあたっていた。したがって、帝国行政が完全に行き届いており、農民のもつ権利以外のいかなる権利も存在しえなかつた。ここでは地縁的規制と並んでカースト規制が厳しく行なわれており、その在続のためには各種の団体規制が必要不可欠であった。これに対して後者は土地の一部を私有する村領主が税務行政を統括し、領主がその土地に対して各種の莊園領主権を行使していた。

「農民村落」内での農民は、大別して土地もち農民と小作農民がおり、土地もち農民は家族単位で土地を所有し、土地の権利を売買できた。だいたい3分の1から半分の地租を国家に納め、場合によっては夫役を使って耕作が行なわれた。農民村落内の国有地を耕作する小作農民にも、永小作人・一時小作人・他村からきた小作人などがおり、その他に賤民カーストに属する農業労働者も存在していたようであり<sup>51)</sup>、以上のような農民の存在は「領主村落」についてもだいたいあてはまる。さらに、「領主村落」の方の特徴としては、そこには領主の私有する「直営地」があり、この耕作は小作に出したか、賤民カーストに属する農業労働者を雇った上自分で耕作もするかした点、また所領内の荒蕪地耕作のため、他地域の小作人や山間部族民を使う

ことも行なわれたため、カースト構成が「農民村落」の場合より一層複雑になっていた点などがあげられる。以上から、村落形態や領主層、農民などが重層構造をなしており、これらの事情がムガル帝国の農村構造を一層複雑なものにしていった<sup>52)</sup>、という点を指摘しておく。

### おわりに

以上のように、ムガル帝国では、イスラームという名のもとに家産官僚制がこの帝国の権力機構を支えていたものの、しかし、その中央集権のありようは、國家と農民との間にジャギール保有者とザミンダールと総称される領主層が存在していたために、常に分権化の契機を内包していた。しかも、このような権力の重層構造は、西洋のレーエン封建制と異なり、地租分与 Revenue Assignment というブリュンデ関係<sup>1)</sup>であったのである<sup>2)</sup>。

そこで最後に、このようなムガル帝国のブリュンデ封建制について、ウェーバーの理論<sup>3)</sup>との関係から二～三の点について指摘してみたい。

1) ウェーバーの考える集団類型としての封建制は、決して社会のトータルな体制を示すのではなく、とり

部分を占めていた（深沢、「中世インド農村社会の構造」、130頁。デカン地方については、同、『インド社会経済史研究』や「マーラタ王国の支配制度と社会経済的秩序』『オリエント（月報）』3-4/5, 1960 が、アーディル・シャヒー（ビージャープール）についての概説は、I. A. Ghauri, Central Structure of the Kingdom of Bijapur, *Islamic Culture*, 44-1, 1970 がある）。また最近の資料ではあるがハイデラバードの土地制度に関する研究（石井一郎、「ハイデラバードのジャギールダーリー制」『アジア経済』10-4・8, 1969）からも（直接ではないにせよ）この点は推測できる。のことから、何度もくり返したような、デカンを特徴づける要素が引き出されるのである。

51) Grover, 'Nature of Land-Rights', pp. 4-7. やベンガルにおけるライヤットの二類型の例として、高畠、「農民層」、4-10頁を参照。

52) ここで、言わゆるインド村落共同体あるいはアジア的共同体論の論点となってきたジャジマーニー・システム（小谷、「インド村落共同体論の再検討」「歴史学研究」364, 1970. 佐藤、「アジア的共同体論」「経済セミナー」274, 1977. 深沢、「インド社会経済史研究」第九論文）について立ち入ることはしない。というのも、この問題はより広い視野からの検討がなされてはじめて正しく理解される（佐藤、同上, 38頁）と考えるからである。その点、佐藤、「ラージプート軍事集団——その私的集団組織について」や、深沢、同上、第四論文にその試みは見られるが、しかし、その前にパンチャーヤト（Baden-Powell, *op. cit.*, pp.24-26. この社会学的に重要な意味をもつ村落自治機構については、この他にも例えば、深沢、「西部インドにおける法定パンチャーヤトと協同組合」「アジア研究」20-2, 1973. 福武、「インド農村の社会構造」. Dube, *Indian Village, do, India's Changing Villages.*, Dumont, *Homo Hierarchicus.*, Mandelbaum, *Society in India*などでも扱われているが、いずれも後代のものでムガル帝国期のことに関する言及はきわめて大ざっぱになされているにすぎない。そのような中で、基本的な立場は異なるにせよ、小谷、「在地社会と国家」で言う、在地社会から政府主催集会といいういくつかのレベルで考えるワンタ体制は注目に値するが、資料そのものが少なく十分な検討は現段階ではできない）の問題を考える必要があると思われるにせよ、いずれも次の課題として残しておかざるをえない。

1) ブリュンデについては、Weber, *WuG*, S. 136. 参照。

2) インド封建制の問題については、最近多くの歴史学者によって論じられている。本文で言及した諸文献の中にも見られるが、小谷、「ムガル期インドにおける在地領主」『東京都立大学人文学報』97, 1974. 近藤、「植民地前インドの社会構成について」「歴史評論」309, 1976. 同、「インドの社会構成と変革課題」「歴史評論」320・321, 1976-77. D. Thorner, 'Feudalism in India', *Feudalism in History* (ed. by R. Coulborn), Anchor Books, 1965 なども併せて参考していただきたい。

3) Weber, *WuG*, SS. 148-53, 625ff. などや、GAzRS, Bd. II 及び *Wirtschaftsgeschichte*, J. C. B. Mohr, 1923 などにも見られる。

わけ政治的、軍事的側面に重点が置かれている。そこから次の二点が問題となってくるが、しかし、だからといって他の面を軽視しているわけではない。

2) ムガル帝国の官吏がどのような人々からなり、どのような人々からリクルートされたか。征服国家としてのムガル帝国は、当然のことながらムスリムが支配者として君臨し、その下に被征服者としてのヒンドゥー他がいた。しかし、この両者が全く分離していたわけではなく、すでに初期の時代からヒンドゥーを官吏として登用する例があったという点は見逃せない事実である。例えばアクバルの時代、一方でパンジャーブ出身のヒンドゥー教徒・トーダル＝マルを、他方でペルシア系のイスラーム(神)学者であるアブル＝ファズルをそれぞれ重く用い、この帝国の基礎固めに役立たしめたことがあげられる。人種及び宗教的にはトゥーラーン人・イラン人・アフガン人・インド＝ムスリム・他人種のムスリムや早くに征服されたラージプート人・マラーター人・他のヒンドゥーからなっていた。その後南部の征服が進むにつれてデカン人・ビジャプール人・ハイデラバード人などがマンサブを与えられ官吏として登用された<sup>4)</sup>。したがってヒンドゥーとムスリムの融合は、このような多様な人種や宗教の違いをもつ人々の中から、有能な官吏を登用することによってなされた。また、リクルートの問題は、十分な資料がなくはっきりしないが、一方でムスリムの場合、宗教学校(マドラサ)で専門の知識を身につけた人々を育成したり、すでに長い経験をもっている有能な官吏を場合によってはインド外のイスラーム(あるいは他の)諸国から招くこともできた筈で、他方、また次第に征圧していくインド南部からは、ヒンドゥーの知識人や軍人を積極的に登用することによって解決されたと思われる。そうすることによって、これらムスリムとヒンドゥーの官吏が、ポリティカル・コミュニティー形成に大きな役割を演じたのである<sup>5)</sup>。

4) Ali, *Mughal Nobility*, pp. 33-35. なお、トゥーラーン人( *Türānis* )は中央アジアのトルコ系人種である。

5) Habib, *Agrarian System*, p. 169. でのザミーンダール階級が政治的に統一性を欠くという指摘は、実はムガル帝国の支配構造を考える上で最も基本的な点の一つである。

6) 小谷、「17・18世紀グジャラートの政治経済」『インド史における土地制度と権力構造』(松井・山崎編), 佐藤、「18世紀ラージャスター地方における商品経済の展開と村落構造」『インド史における村落共同体の研究』(辛島編), 高畠、「永代定額地租査定以前」下, 深沢, 「16・17世紀インドの外国貿易と政治・経済」『社会経済史学』37, 1971., Chandra, 'Some Aspects', Habib, 'Aspects of Agrarian Relations', do, 'Potentialities of Capitalistic Development', Hasan, 'The Silver Currency'.などを参照。

7) Habib, *Agrarian System*, p. 239.

8) 十分なものは参考にできなかったが、深沢, 「外国貿易と政治・経済」や, Hasan, 'The Silver Currency', また, K. Glamann, 「近世の国際貿易と貴金属の流通に関する一考察」『東方学』56, 1978 にもその点は伺える。

9) 深沢, 同上, 93頁。

3) 貨幣経済と市場の問題<sup>6)</sup>は、伝統的社會における中央集権の貫徹度と密接な関連をもっている。上述のように、ムガル帝国では、租税徵収も(一部を除き)貨幣で行なわれており、農民が収穫物を現金に換える市場も存在していた<sup>7)</sup>。さらに、インド商人の活躍は古くから有名である。しかし、では何故このような貨幣経済と市場の問題がこの大帝国の分権化と関連していたのか。今その結論を出すことはできないが、第一に注意すべきことは、ムガル帝国法貨幣の原料となる銀銅のうちインド産のものが比較的少なく、日本やアメリカ産その他のものが用いられていた、しかも東西貿易はこの時代ヨーロッパ商人によって独占的に行なわれていた点<sup>8)</sup>。次に、ムガル貴族や商人、農民といった人々の貨幣に対する考え方はどうであったかという点<sup>9)</sup>。最後に、インドという広大な地域と地理的要因が、貨幣経済や市場に及ぼす影響といった点、等々が考慮されてしかるべきである。

さて、16世紀以降におけるインド・ムガル帝国の家産官僚制は、すでに考察したオスマン＝トルコ帝国(それに直接言及していないが、この時代の大帝国としてサファヴィー朝・清帝国・徳川幕府といったものも考えられる)と並んで、強力な軍事力を基礎にその中央集権化を計っていたことがわかる。しかし、伝統的社會における家産官僚制の基礎となる支配者(ヘル)と官吏とのブリュンデ関係は、交通・通信技術の未発達な点と共に國家財政運営あるいは行政技術の未熟さもてつだって、常に権力分散の契機をはらむものであり、その点ムガル帝国も例外ではなかったと言える。以上が本稿の主題であり、一貫して論証しようとした点である。

そこで、最後に家産制と封建制について一言するならば、ウエーバーは、ヘルとレーエン保有者の関係のステロ化と確定化 *Stereotypierung und Fixierung* へと発展した場合の家産制の極限ケースをレーエン封

建制 Lehenfeudalität<sup>10)</sup>としており、主として法的根拠からレーエン関係とフリュンデ関係を区別している。したがって、ヘルと官吏とがレーエンあるいはフリュンデ関係にもとづきつつも地方分権化の進んだ、状態を（ウエーバーは）封建制として考えていたと解することができる。なお、ウエーバーの伝統的社會における支配理論については、別の機会にやや立ち入って考察する予定である。

本文脱稿後、近藤治氏に（御多忙中にもかかわらず）全体にわたって目を通していただき、筆者の思い違い、引用箇所の誤り、ローマナイズの誤り、不明な用語の説明など多くの貴重な御指摘をいただいた。近藤氏には改めて御礼申し上げたい。なお、これらの点は初校の際に訂正してあるが、本文についての最終的責任はあくまでも筆者にある。

10) *WaG*, S. 625. ここでは世良晃志郎訳『支配の社会学』II, 創文社, 1962., 289 頁の訳を用いたが、原語に注意されたい。